

平塚市スポーツ功労者表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域または職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本市体育及びスポーツの振興に顕著な成果をあげた体育及びスポーツ関係者並びに社会体育及びスポーツ団体を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人または団体に対して、これを行うものとする。

- (1) 地域または職域において10年以上、体育又はスポーツ、レクリエーションの普及奨励に努め、その功績が顕著であるもの。
- (2) 競技選手として実践生活が常に他の模範となるもの。
- (3) 体育又はスポーツの発展のための価値ある研究をなしたもの。
- (4) 前各号に定めるもののほか、表彰に値すると認められる業績、または行為があったもの。

(表彰候補者の推薦)

第3条 平塚市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は平塚市スポーツ功労者表彰候補者（以下「表彰候補者」という。）の推薦を各種体育及びスポーツ関係団体に依頼することができる。

- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、表彰候補者の推薦をすることができる。

(選考委員会)

第4条 教育長は、円滑な選考を図るため、選考委員会を設置することができる。

- 2 選考委員会の委員は、教育長、学識経験者6人（別表）により構成するものとする。
- 3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 選考委員会においては、厳正なる審査を行い表彰候補者を決定するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 この要綱による被表彰者は、選考委員会の推薦を受けて教育委員会が決定する。

(表彰の方法)

第6条 この要綱による表彰は、表彰状及び予算の範囲内において記念品を授与するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年8月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

学識経験者6人	平塚市スポーツ推進審議会	1人
	平塚市スポーツ協会	1人
	平塚市体育振興連絡協議会	1人
	平塚市スポーツ推進委員協議会	1人
	平塚レクリエーション連盟	1人
	平塚市スポーツクラブ連合	1人